

4.5 廃棄物等

4.5.1 一般廃棄物

環境影響評価の対象は、本事業の実施に伴い発生する一般廃棄物による影響とする。

(1) 現況調査

① 調査結果

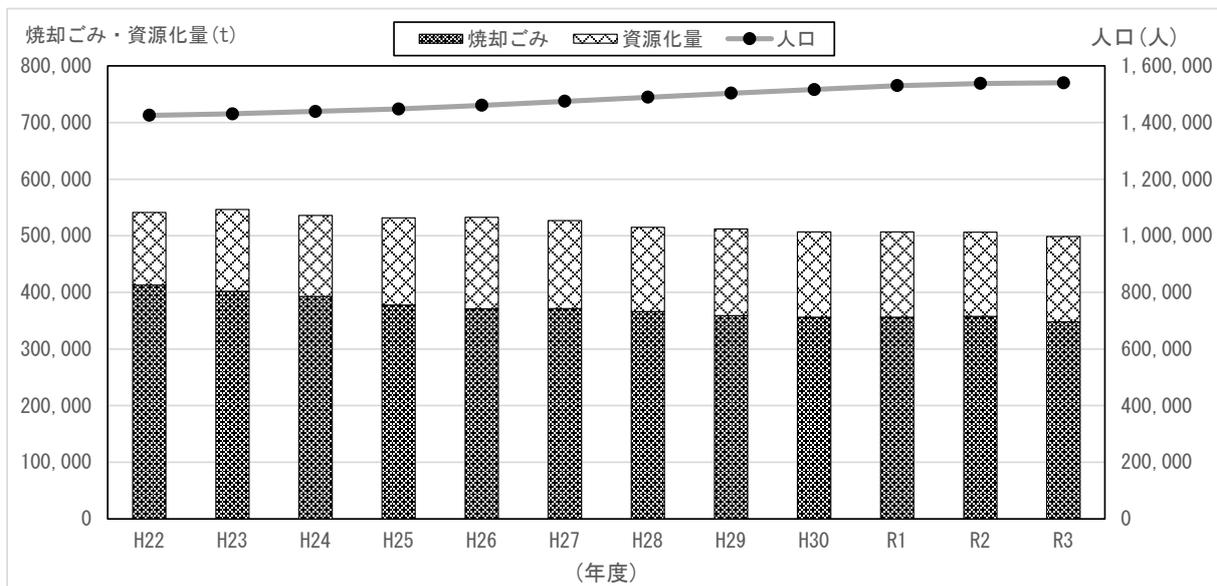
a. 一般廃棄物の状況

川崎市における平成 22～令和 3 年度の一般廃棄物の推移は図 4.5.1-1 に、処理状況は表 4.5.1-1 に示すとおりである。

令和 3 年度における一般廃棄物の総排出量は 498,944t、その内、焼却ごみが 348,017t、資源化量は 150,927t で資源化率は 30.2%である。それぞれの内訳を見ると、焼却ごみでは家庭系が 254,060t、事業系が 93,957t、資源化物では家庭系が 89,627t、事業系が 61,300t である。

川崎市では、家庭系ごみ及び資源化物については、地域により収集日を決めて分別収集を実施している。一方、事業系ごみについては、事業者自らが市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を委託することで処理している。

計画地周辺に位置する一般廃棄物関連施設を、表 4.5.1-2 に示す。



出典：「令和4年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和4年8月、川崎市）

図 4.5.1-1 川崎市における焼却ごみ量・資源化量、人口の推移（平成 22～令和 3 年度）

表 4.5.1-1 川崎市のごみ焼却量等の実績

| 西暦(年度) | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | |
|-----------------------|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 和暦(年度) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | |
| 日数 | 365 | 366 | 365 | 365 | 365 | 366 | 365 | 365 | 365 | 366 | 365 | 365 | |
| 人口(人)※1 | 1,425,512 | 1,430,773 | 1,439,164 | 1,448,196 | 1,461,043 | 1,475,300 | 1,489,477 | 1,503,690 | 1,516,483 | 1,530,457 | 1,538,262 | 1,540,340 | |
| 焼却ごみ(t) | 412,712 | 401,893 | 392,926 | 377,363 | 370,849 | 371,270 | 366,016 | 359,169 | 356,233 | 356,044 | 357,662 | 348,017 | |
| 内 訳 | 家庭系焼却ごみ | 296,368 | 278,553 | 275,587 | 258,810 | 249,626 | 251,273 | 249,303 | 249,632 | 248,295 | 250,239 | 262,744 | 254,060 |
| | 普通ごみ | 289,213 | 270,732 | 267,759 | 250,435 | 241,632 | 242,954 | 241,086 | 241,060 | 239,387 | 240,520 | 250,897 | 242,283 |
| | 粗大・小物金属・一時多量 可燃分※11 | 7,155 | 7,821 | 7,828 | 8,375 | 7,994 | 8,319 | 8,217 | 8,572 | 8,908 | 9,719 | 11,847 | 11,777 |
| | 事業系焼却ごみ | 115,829 | 122,899 | 116,889 | 118,129 | 120,819 | 119,547 | 116,333 | 109,208 | 107,616 | 105,486 | 94,918 | 93,957 |
| | 道路清掃ごみ | 515 | 441 | 450 | 424 | 404 | 450 | 380 | 329 | 322 | 319 | ※12 | ※12 |
| 資源化量(t)※2 | 128,664 | 144,685 | 143,054 | 154,299 | 161,541 | 155,552 | 148,983 | 153,125 | 150,678 | 150,991 | 148,595 | 150,927 | |
| 資源化率(%) | 23.8 | 26.5 | 26.7 | 29.0 | 30.3 | 29.5 | 28.9 | 29.9 | 29.7 | 29.8 | 29.4 | 30.2 | |
| 内 訳 | 家庭系資源化物 | 76,196 | 91,236 | 90,715 | 99,472 | 102,298 | 100,021 | 95,524 | 93,129 | 90,142 | 88,758 | 91,388 | 89,627 |
| | 粗大・小物金属・一時多量 資源化分※11 | 3,785 | 4,004 | 3,938 | 3,814 | 3,860 | 3,769 | 3,805 | 3,795 | 4,119 | 4,342 | 4,665 | 4,426 |
| | 空き缶 | 7,327 | 7,312 | 7,304 | 7,859 | 7,722 | 7,046 | 6,270 | 6,845 | 6,750 | 7,181 | 7,842 | 7,723 |
| | 空き瓶 | 10,969 | 11,577 | 11,653 | 11,921 | 11,960 | 12,225 | 11,293 | 11,125 | 10,580 | 10,379 | 11,395 | 11,056 |
| | ペットボトル | 4,872 | 5,167 | 5,103 | 5,168 | 5,076 | 5,042 | 4,991 | 4,751 | 4,846 | 4,842 | 5,279 | 5,373 |
| | ミックスペーパー | 1,865 | 10,618 | 10,662 | 13,306 | 14,063 | 13,618 | 13,010 | 12,530 | 11,897 | 11,409 | 10,356 | 9,990 |
| | プラ製容器包装 | 269 | 3,896 | 3,811 | 9,008 | 12,395 | 12,587 | 12,753 | 12,686 | 12,723 | 13,170 | 14,288 | 14,527 |
| | 資源集団回収 | 46,684 | 48,260 | 47,875 | 47,999 | 46,654 | 45,048 | 42,773 | 40,811 | 38,642 | 36,863 | 36,995 | 35,974 |
| | 小型家電 | | | | 2 | 79 | 199 | 57 | 24 | 27 | 28 | 38 | 30 |
| | 乾電池 | | | | | 268 | 255 | 287 | 275 | 293 | 284 | 319 | 308 |
| 蛍光灯※7 | | | | | | | 59 | 53 | 36 | 23 | 22 | 25 | |
| その他※3 | 425 | 402 | 369 | 395 | 221 | 232 | 226 | 234 | 229 | 237 | 189 | 195 | |
| 事業系資源化物(t) | 52,468 | 53,449 | 52,339 | 54,827 | 59,243 | 55,531 | 53,459 | 59,996 | 60,536 | 62,233 | 57,207 | 61,300 | |
| 乾電池(t) | 272 | 295 | 245 | 287 | ※6 | ※6 | ※6 | ※6 | ※6 | ※6 | ※6 | ※6 | |
| 総排出量(t)※4 | 541,648 | 546,873 | 536,225 | 531,949 | 532,390 | 526,822 | 514,999 | 512,294 | 506,911 | 507,035 | 506,257 | 498,944 | |
| 1人1日当たり ごみ排出量(g)※5 | 1,041 | 1,044 | 1,021 | 1,006 | 998 | 976 | 947 | 933 | 916 | 905 | 902 | 887 | |

注： ※1 人口は、各年度10月1日現在の人口に基づきます。
 ※2 資源化量とは、家庭系資源物、事業系資源物を含めて算出したものです。
 ※3 その他とは、自主回収古紙、古布及び蛍光灯の合計値です。(蛍光灯は、平成28年から除きます)
 ※4 総排出量＝焼却ごみ＋資源化量
 ※5 1人1日当たりごみ排出量とは、一般家庭(家庭系焼却ごみ・家庭系資源物)、事業者(事業系焼却ごみ・事業系資源物(事業活動に伴い出される資源物))、その他(道路清掃ごみ)の合計を人口及び年間日数(うるう年の場合は366日)で除したものです。
 ※6 使用済み乾電池を安定的にリサイクルすることができるようになったため、平成26年度から資源化量の内訳へ記載することとしました。
 ※7 蛍光灯は、平成28年から割らない収集を開始しました。なお、平成27年までの蛍光灯は、その他※3に含まれています。
 ※8 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物5,086tは含まれていません。
 ※9 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物1,210tは含まれていません。
 ※10 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物213tは含まれていません。
 ※11 令和2年度から、一時多量ごみが含まれています。
 ※12 令和2年度から、道路清掃ごみは、事業系ごみに含まれています。

出典：「令和4年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和4年8月、川崎市）

表 4.5.1-2 計画地周辺の一般廃棄物関連施設

| 施設名称 | 施設等の内容 | 所在地 |
|--------------|---|----------------|
| 川崎生活環境事業所 | 収集事業所 | 川崎区塩浜 4-11-9 |
| 浮島処理センター | ごみ焼却施設 粗大ごみ処理施設 資源化处理施設 動物死体処理施設 | 川崎区浮島町 509-1 |
| 堤根処理センター | ごみ焼却施設 | 川崎区堤根 52 |
| 浮島1期廃棄物埋立処分地 | 埋立処分施設 | 川崎区浮島町 507-1 |
| 浮島2期廃棄物埋立処分場 | 埋立処分施設 | 川崎区浮島町 523-1 先 |
| 南部リサイクルセンター | 資源化处理施設 | 川崎区夜光 3-1-3 |

出典：「令和4年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和4年8月、川崎市）

(2) 予測・評価

本事業の実施に伴い物流施設から発生する一般廃棄物を対象とし、廃棄物の種類、排出量及び処理・処分方法について予測及び評価を行った。

① 予測

a. 予測結果

本事業の実施に伴い発生する事業系一般廃棄物の種類及び排出量は、表 4.5.1-3 に示すとおりである。また、主な処理・処分方法は、表 4.5.1-4 に示すとおりである。供用後の事業系一般廃棄物排出量の合計は約 660,276.5t/年と予測する。

供用時に発生する事業系一般廃棄物は、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」に基づく廃棄物保管施設を設け、分別排出を徹底することにより、許可業者、古紙業者等による収集・運搬及び川崎市等による適正な処分が実施されると予測する。

表 4.5.1-3 供用時に発生する一般廃棄物の種類及び排出量

| 種類 | 計画建築物等 延べ面積 | 発生原単位 | 排出量 |
|----------|--------------------------|--------------------------|---------------|
| 雑誌類 | 約 415,264 m ² | 0.0013 kg/m ² | 0.5 t/年 |
| 段ボール | | 1,590 kg/m ² | 660,269.8 t/年 |
| その他一般廃棄物 | | 0.0150 kg/m ² | 6.2 t/年 |
| 合計 | — | — | 660,276.5 t/年 |

表 4.5.1-4 事業系一般廃棄物の主な処理・処分方法

| 種類 | 主な処理・処分方法 |
|----------|---------------------------------|
| 雑誌類 | 古紙業者等に委託し、適切にリサイクル・処分 |
| 段ボール | 古紙業者等に委託し、適切にリサイクル・処分 |
| その他一般廃棄物 | 一般廃棄物処理業者（許可業者）に委託し、適切にリサイクル・処分 |

② 評価

本事業の実施に伴い発生する事業系一般廃棄物の排出量は約 660,276.5 t/年と予測した。

供用時に発生する事業系一般廃棄物は、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」に基づく廃棄物保管施設を設け、分別排出を徹底することにより、許可業者、古紙業者等による収集・運搬及び川崎市等による適正な処分が実施されると予測した。

廃棄物保管施設においては、掲示物等により資源化を促すことや雑誌類、段ボールは古紙業者に委託し再資源化するなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障がないと評価する。

4.5.2 産業廃棄物

環境影響評価の対象は、工事の実施及び供用時の事業活動に伴う産業廃棄物の発生による影響とする。

(1) 現況調査

① 調査結果

a. 産業廃棄物の状況

川崎市における令和元年度の産業廃棄物の排出、処理状況は図 4.5.2-1 に、建設業の処理状況は図 4.5.2-2 に示すとおりである。

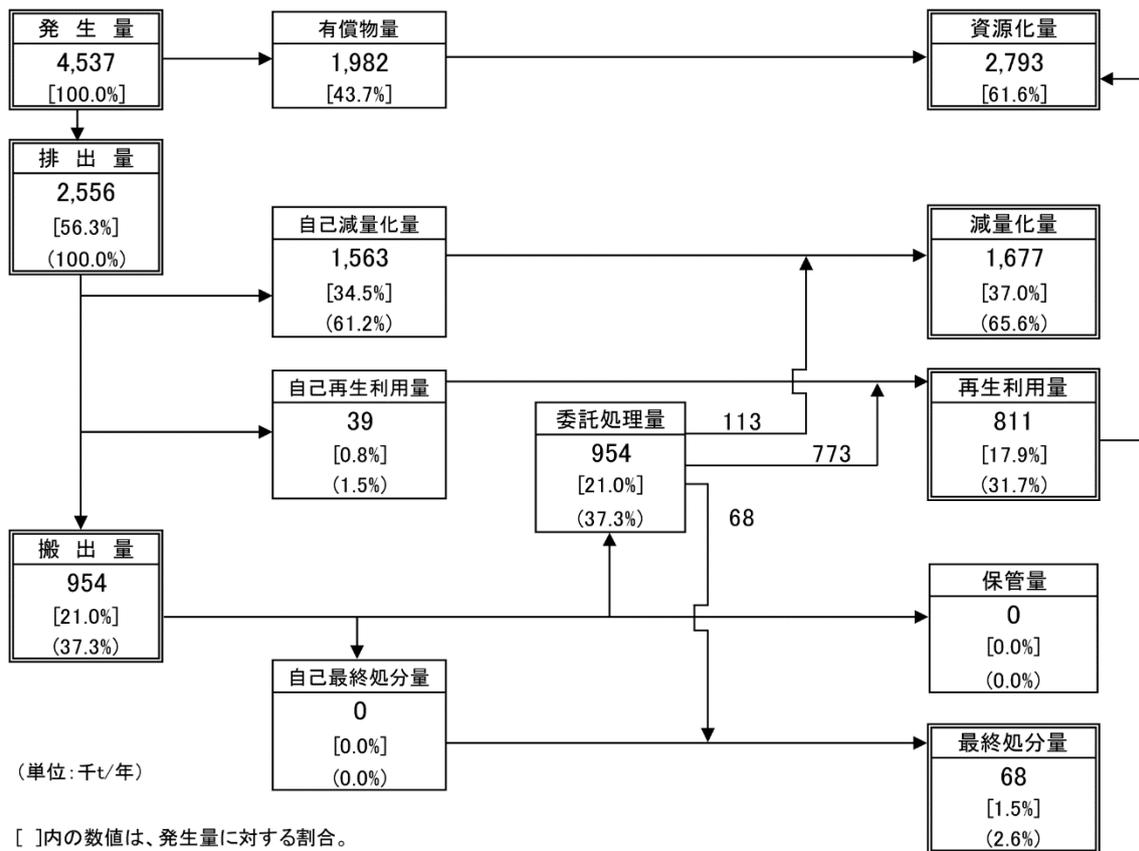
川崎市全体の産業廃棄物の発生量は 4,537 千 t /年であり、有償物量は 1,982 千 t /年（発生量の 43.7%）、排出量は 2,556 千 t /年（同 56.3%）である。

また、排出量のうち減量化量は 1,677 千 t /年、再生利用量は 811 千 t /年、最終処分量は 68 千 t /年である。

有償物量と再生利用量を合わせた資源化量は 2,793 千 t /年であり、発生量に対する割合は 61.6% である。

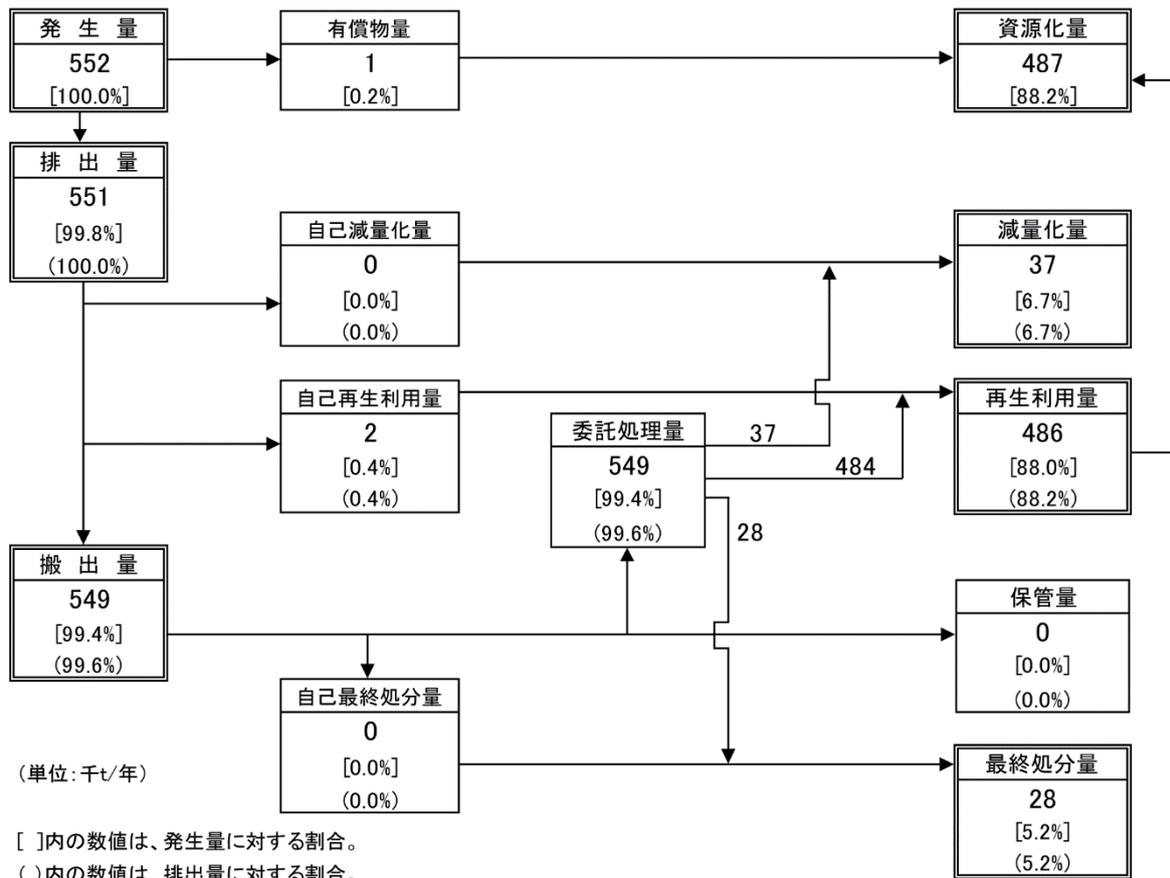
建設業の産業廃棄物の排出量は 551 千 t /年（全排出量の 21.6%）である。

排出量のうち減量化量は 37 千 t /年、再生利用量は 486 千 t /年、最終処分量は 28 千 t /年であり、排出量に対する再生利用量の割合は 88.2% である。



出典：「川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和元年度実績）」（令和3年1月、川崎市）

図 4.5.2-1 川崎市における産業廃棄物の処理状況（全体）



出典：「川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和元年度実績）」（令和3年1月、川崎市）

図 4.5.2-2 川崎市における産業廃棄物の処理状況（建設業）

b. 撤去する既存建築物の基礎等の状況

計画地内における既存建築物の基礎等の状況は、表 4.5.2-1 に示すとおりである。

表 4.5.2-1 撤去する既存建築物の基礎等の状況

| 区分 | 廃棄物の種類 | 面積 |
|---------|----------------------|------------------------|
| 建築物基礎等 | コンクリート塊、その他がれき類、金属くず | 約73,000m ² |
| 駐車場・道路等 | アスファルト・コンクリート塊 | 約110,000m ² |

注：1. 既存建物の図面と現地確認による積算である。

注：2. 既存建築物の杭、基礎、床以外の建築物は現所有者が撤去するため、本表には含まれない。

(2) 予測・評価

工事の実施及び供用時の事業活動においては、以下に示す産業廃棄物の発生による影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行う。

- ・ 工事の影響（既存建築物の基礎等の解体工事及び新築工事）に伴い発生する産業廃棄物
- ・ 施設の供用に伴い発生する産業廃棄物

ア 工事の影響（既存建築物の基礎等の解体工事及び新築工事）に伴い発生する産業廃棄物

① 予測

a. 予測結果

工事（既存建築物の基礎等の解体工事及び新築工事）の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量等及び主な処理・処分方法は、表 4.5.2-2 に示すとおりである。

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量の合計は約 124,772 t であり、再資源化量の合計は約 124,337 t（約 99.7%）、最終処分量の合計は約 435 t（約 0.3%）と予測する。

処理・処分方法は、発生した産業廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき積極的に発生抑制するとともに、分別の徹底や可能な限り資源化を図る等を行い、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者への委託により適正に収集・運搬及び処分を行うと予測する。

表 4.5.2-2(1) 既存建築物の基礎等の解体工事に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量等及び主な処理・処分方法

| 廃棄物の種類 | | 廃棄物発生量(t) ① | 再資源化率(%) ② | 再資源化量(t) ③=①×② | 最終処分量(t) ①-③ | 主な処理・処分方法 |
|--------|----------------|----------------|---------------|-------------------|-----------------|-----------|
| がれき類 | コンクリート塊 | 約34,310 | 約100 | 約34,310 | 約0 | 再資源化 |
| | アスファルト・コンクリート塊 | 約25,850 | 約100 | 約25,850 | 約0 | 再資源化 |
| | その他がれき類 | 約21,608 | 約100 | 約21,608 | 約0 | 再資源化 |
| | 金属くず | 約66 | 約100 | 約66 | 約0 | 再資源化 |
| | 合計 | 約81,834 | — | 約81,834 | 約0 | — |

表 4.5.2-2(2) 新築工事に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量等及び主な処理・処分方法

| 廃棄物の種類 | | 廃棄物発生量(t) ① | 再資源化率(%) ② | 再資源化量(t) ③=①×② | 最終処分量(t) ①-③ | 主な処理・処分方法 |
|--------|----------------|----------------|---------------|-------------------|-----------------|-----------|
| がれき類 | コンクリート塊 | 約32,972 | 約100 | 約32,972 | 約0 | 再資源化 |
| | アスファルト・コンクリート塊 | 約3,405 | 約100 | 約3,405 | 約0 | 再資源化 |
| | 廃プラスチック類 | 約540 | 約85 | 約459 | 約81 | 再資源化・埋立 |
| | 廃塩化ビニル管・継ぎ手 | 約83 | 約65 | 約54 | 約29 | 再資源化・埋立 |
| | 金属くず | 約789 | 約100 | 約789 | 約0 | 再資源化 |
| | 木くず | 約1,453 | 約99 | 約1,439 | 約15 | 再資源化・埋立 |
| | 紙くず | 約125 | 約99 | 約123 | 約1 | 再資源化・埋立 |
| | 廃石膏ボード | 約872 | 約80 | 約698 | 約174 | 再資源化・埋立 |
| | 建設混合廃棄物 | 約2,284 | 約95 | 約2,170 | 約114 | 再資源化・埋立 |
| | 建設汚泥 | 約415 | 約95 | 約395 | 約21 | 再資源化・埋立 |
| | 合計 | 約42,938 | — | 約42,503 | 約435 | — |

注：四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

表 4.5.2-2(3) 工事（既存建築物の基礎等の解体工事、新築工事）に伴い発生する産業廃棄物の発生量等

| 区分 | 廃棄物発生量 (t) | 再資源化量 (t) | 最終処分量 (t) |
|----------------|------------|-----------|-----------|
| 既存建築物の基礎等の解体工事 | 約81,834 | 約81,834 | 約0 |
| 新築工事 | 約42,938 | 約42,503 | 約435 |
| 合計 | 約124,772 | 約124,337 | 約435 |

② 評価

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量の合計は約 124,772 t であり、再資源化量の合計は約 124,337 t (約 99.7%)、最終処分量の合計は約 435 t (約 0.3%) と予測した。

処理・処分方法は、発生した産業廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき積極的に発生抑制するとともに、分別の徹底や可能な限り資源化を図る等を行い、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者への委託により適正に収集・運搬及び処分を行うと予測した。

工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、積極的な発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図るなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。

イ 施設の供用に伴い発生する産業廃棄物

① 予測

a. 予測結果

本事業の実施に伴い発生する供用時の産業廃棄物の種類、排出量及び処理・処分方法は、表 4.5.2-3 に示すとおりである。

産業廃棄物の排出量の合計は約 3,812.4t/年と予測する。

処理・処分方法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、可能な限り再資源化を実施し、適切に処理すると予測する。

表 4.5.2-3 供用時の産業廃棄物の種類、排出量及び主な処理・処分方法

| 区 分 | 種 類 | 排出量 (t/年) | 主な処理・処分方法 |
|---------|------------|-----------|---------------|
| 産業廃棄物 | ガラス・セトモノ | 約 863.5 | 資源化 (原材料等) |
| | こたつ | 約 1.5 | 資源化 (原材料・燃料等) |
| | ソファ | 約 1,250.4 | 資源化 (原材料等) |
| | ベッド | 約 514.8 | 資源化 (原材料・燃料等) |
| | マットレス | 約 709.5 | 資源化 (原材料・燃料等) |
| | 木製家具 | 約 179.7 | 資源化 (原材料・燃料等) |
| | 金属くず | 約 7.4 | 資源化 (原材料等) |
| | 蛍光管 | 約 0.1 | 資源化 (原材料等) |
| | 混合廃棄物 | 約 102.8 | 資源化 (原材料・燃料等) |
| | 畳 | 約 0.2 | 資源化 (原材料・燃料等) |
| | 鉄製品 | 約 0.7 | 資源化 (原材料等) |
| | 廃プラスチック類 | 約 113.0 | 資源化 (原材料・燃料等) |
| | 木くず | 約 65.3 | 資源化 (原材料・燃料等) |
| | 瓶・缶・ペットボトル | 約 0.1 | 資源化 (原材料等) |
| リサイクル家電 | 洗濯機 | 約 1.3 | 資源化 (原材料等) |
| | 冷蔵庫 | 約 2.0 | 資源化 (原材料等) |
| 合 計 | | 約 3,812.4 | — |

注：四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

② 評価

産業廃棄物の排出量の合計は約 3,812.4t/年と予測した。

処理・処分方法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、可能な限り再資源化を実施し、適切に処理すると予測した。

供用時に発生する産業廃棄物は、廃棄物保管施設においては、掲示物等により資源化を促すなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。

4.5.3 建設発生土

環境影響評価の対象は、工事の実施に伴う建設発生土の発生による影響とする。

(1) 現況調査

① 調査結果

a. 建設発生土の状況

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」の既存資料を収集・整理により、計画地及びその周辺の建設発生土の状況を把握した。

平成 30 年度における神奈川県での建設発生土の排出状況は、表 4.5.3-1 に示すとおりである。

建設発生土の場外排出量の合計は 3,098.0 千 m³ である。

表 4.5.3-1 神奈川県における建設発生土の排出状況（平成 30 年度）

| 工事区分 | | 場外搬出量 (千 m ³) | 有効利用量 (千 m ³) | | その他 (千 m ³) |
|--------|--------|------------------------------|---------------------------|-------|-------------------------|
| | | | 公共工事等での 利用 | | |
| 土木工事 | 公 共 | 1,759.0 | 1,646.7 | 105.0 | 112.3 |
| | 民 間 | 363.1 | 315.4 | 192.1 | 47.7 |
| 建築工事 | 新築・増改築 | 971.8 | 638.3 | 0.4 | 333.5 |
| | 解 体 | 2.1 | 2.0 | 0.1 | 0.1 |
| | 修 繕 | 2.0 | 1.1 | 0.0 | 0.9 |
| 建設工事合計 | | 3,098.0 | 2,603.5 | 297.6 | 494.5 |

(2) 予測・評価

工事の実施においては、建設発生土の発生による影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行う。

① 予 測

a. 予測結果

建設工事に伴う建設発生土の発生量及び処理・処分方法は、表 4.5.3-2 に示すとおりである。

建設発生土の発生量は約 114,246m³ と予測する。

建設発生土は計画地での埋戻し及び保管等が困難であるため、全量を場外搬出する計画であり、許可を受けた処分場に搬出することから、建設発生土は適正に処理・処分されると予測する。

表 4.5.3-2 建設発生土の発生量及び処理・処分方法

| 項 目 | 計画建築物の 延べ面積 (m ²) | 発生原単位 (m ³ /m ²) | 建設発生土の 発生量 (m ³) | 処理・処分方法 |
|-------|----------------------------------|--|---------------------------------|-----------------|
| 建設発生土 | 約415,264 | 0.2293 | 約114,246 | 許可を得た処分場 へ搬出 |

注：建設発生土はほぐした土量の変化率（1.20：砂質土（普通土））を見込んでいる。

② 評価

建設発生土の発生量は約 114,246m³ と予測した。

建設発生土は計画地での埋戻し及び保管等が困難であるため、全量を場外搬出する計画であり、許可を受けた処分場に搬出することから、建設発生土は適正に処理・処分されると予測した。

本事業の工事においては、場外に搬出する建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、適正に処理・処分を行うなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。